

# 「誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業」業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課

この仕様書は、誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業

## 2 業務目的

デジタル格差の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を目指すべく、デジタル活用に不安のある方々に対し、スマートフォンの基本的操作を始め、一般的なアプリ等の使い方等を相談できる窓口を設置、運営する。

## 3 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 業務内容

以下（1）から（3）までを踏まえて、スマートフォンの基本的操作を始め、一般的なアプリ等の使い方等を相談できる窓口（対面、Web を問わない）の設置及び運営を行うこと。なお、（1）から（3）までの内容の充実に加えて、業務目的を達成するために独自の提案がある場合は、それを含めて企画提案すること。

### (1) 窓口の設置

ア 県内市町村の中から8市町村以上（別紙に示す特定町村を4つ以上含むこと）を選択し、窓口を設置すること。

イ 窓口利用者（以下「利用者」という。）が適切に窓口を利用できるようなサポート体制を構築した上で、窓口を設置すること。

ウ 窓口を通算500時間以上利用可能な状態とすること。

（利用可能な状態の例） ・利用者が窓口の利用を予約することが可能な状態  
・予約済みの利用者が窓口を訪れた際に対応可能な状態  
・未予約の利用者が窓口を訪れた際に対応可能な状態

（時間の通算の例） A 町で2窓口を7日間、各日6時間開設し、B 村で1窓口を8日間、各日6時間開設した場合  $(2 \times 7 \times 6) + (1 \times 8 \times 6) = 132$  時間

エ 窓口は、利用者の利便性を踏まえ、効果的な場所に設置すること。また、より多くの方に利用してもらえるよう、適切な広報活動を行うこと。

オ 窓口設置場所や通信環境（Wi-fi 等）の確保に費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

### (2) 窓口における対応

ア 利用者からスマートフォンの基本的操作を始め、一般的なアプリ等の使い方等の相談を受け、それに可能な限り対応すること。

イ 利用者の端末（スマートフォン）の種類にかかわらず相談を受け、対応すること。なお、端末は利用者が持参した物を使用すること。

### (3) 窓口における禁止事項

ア 窓口において受託者の営業行為を行わないこと。

イ いかなる名目であっても利用者から料金を徴収しないこと。

ウ 利用者を特定の属性を有する者に制限せず、誰もが利用できるようにすること。特定の属性を有する者へのみ周知・広報を行うなど、事実上、利用者が特定の属性を有する者に限られることとなることも行わないこと。

### (4) 成果品の提出

業務完了後、委託者が指定する日までに利用者数、記録写真、相談内容の傾向、満足度等をまとめた業務完了報告書を電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。

## 5 再委託

(1) 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 6 権利関係

(1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

(2) 業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

## 7 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護に十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。

(3) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 8 その他

(1) 法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に業務を実施すること。

(2) 業務の実施に当たり、委託者と十分協議を行うこと。

(3) 仕様書に定めのない事項その他の業務の実施に係る疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分協議を

行った上で実施すること。

(別紙)

総務省が定めた R6 年度県内特定町村

下表に示す 53 町村から 4 町村以上を選択し、窓口を設置すること。

小海町	南箕輪村	大鹿村	小谷村
佐久穂町	中川村	上松町	坂城町
川上村	宮田村	南木曽町	小布施町
南牧村	松川町	木祖村	高山村
南相木村	阿南町	王滝村	山ノ内町
北相木村	阿智村	大桑村	木島平村
御代田町	平谷村	麻績村	野沢温泉村
立科町	根羽村	生坂村	信濃町
長和町	下條村	山形村	飯綱町
青木村	売木村	朝日村	小川村
富士見町	天龍村	筑北村	栄村
原村	泰阜村	池田町	
辰野町	喬木村	松川村	
飯島町	豊丘村	白馬村	

